

## 後見制度について（16） ～任意後見制度⑨～

任意後見制度を身近に感じていただくために、64歳女性 A 子さんを主人公にした事例の8回目をお話しします。

発語もままならず、意思疎通も困難な状況で身寄りのない A 子さん、家庭裁判所の手続きを経て、OAG ライフサポートが A 子さんの任意後見人に正式に就任しました。



くも膜下出血で緊急搬送された急性期対応の病院は、これ以上の治療がなければ3か月も経たないうちに退院しなければなりません。

どこに退院するのか？もちろん、これまで生活してきた賃貸マンションに戻ることは不可能な状態です。従って、このコラムでも書いたように、任意後見監督人である B 弁護士に書面による同意を得た上で、マンションの賃貸借契約は OAG ライフサポートが任意後見人として解除してしまっています。

転院先の選択肢は、長期入院が可能な療養型病院か、介護付きの高齢者施設となります。A 子さんは OAG ライフサポートとの契約時に、「私のリビングウィルと希望表明書」という書類を作成しており、最期を過ごす場所としては「高齢者施設」を希望しており、「病院」という選択はしていませんでした。母親を看取るときに、当初は長期療養型病院に入院していましたが、ただただチューブに繋がれて病院の天井を眺めているだけの母の姿を見るのが辛くなり、介護付有料老人ホームに入居させて、自然に任せる形で看取り介護をお願いしたところ、とても良い形で母を看取ることが出来たと話していました。

A 子さんが、口からの栄養摂取が出来ない状態で、高齢者施設への入居を希望するとしたら、胃ろうを造設するなどの条件が必要になることもあったでしょう。幸いなことに A 子さんは、発語はほぼないとはいえ、介助があればミキサー食を口から摂取することが可能な状態でした。従って、介護付高齢者施設への入居を選択できることになりました。

次に検討しなければならないのは、費用のことです。A 子さんには3500万円ほどの貯えはありますが、今まだ64歳。来年からようやく年金が月額13万円ほど貰えるようになるとはいえ、介護付有料老人ホームに今後30年入居することを想定すると、毎月10万円の赤字が出るとすれば、老人ホーム費用の赤字分だけで、30年間で3600万円の余剰資金が必要になります。

そこで、A 子さんは要介護認定で要介護5の判定が出たので、要介護3以上から入居可能な公的介護保険施設である特別養護老人ホーム（特養）への入居を目指すことになりました。特養であれば、介護付有料老人ホームに比べて、入居時の一時金の不要ですし、月額費用も安いことが多いからです。

特別養護老人ホーム（特養）は、住所地の制限はありませんが、その特養のある自治体の住民であると入居が優先されることも多くありますので、A 子さんについても、住所地にある複数の特養に申し込みをしました。

つづく